

再 評 価 調 査 書

I 事業概要						
事業名	砂防等事業（通常砂防事業）					
地区名	ともえがわだい28しせん 巴川第28支川					
事業箇所	とよたしあすけちよう 豊田市足助町地内					
事業のあらまし	<p>巴川第28支川は豊田市足助町に位置し、保全対象として人家9戸および国道153号（第一次緊急輸送道路）を抱える土石流危険溪流である。</p> <p>土石流による土砂災害から人命財産及び公共施設を守るため、砂防堰堤を整備し、土砂災害対策を推進する。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人家9戸、国道153号（第一次緊急輸送道路）を土砂災害から保全する。 <p>【副次目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし。 					
計画変更の推移		事業採択時 (2007年度)	再評価時(2回目) (2024年度)	再評価時(3回目) (2025年度)	変動要因の分析	
	事業期間	2007～2019	2007～2027	2007～2027		
	事業費（億円）	2.0億円	4.9億円	4.9億円		
	経費内訳	工事費	1.5億円	3.5億円	3.5億円	
		用補費	0.2億円	0.4億円	0.4億円	
その他		0.3億円	1.0億円	1.0億円		
事業内容	砂防堰堤工1基 溪流保全工36m	砂防堰堤工1基 溪流保全工132m	砂防堰堤工1基 溪流保全工132m			
II 評価						
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全対象を土石流から保護する必要がある。 <p>【再評価時の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全対象に変化はない。 <p>【変動要因の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 				
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p>			【理由】 事業着手から必要性について変化はないため

②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】														
			2007	～	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	合計	
	工種区分	調査・設計	←													
		用地補償	←													
		工事				←										
		・堰堤工 ・溪流保全工				←										
	事業費(億円)	前回計画		1.2				2.2					1.5			4.9
		実績		1.2				2.2				0.5				3.9
		今回計画		1.2				2.2					1.5			4.9
			【進捗率】													
		これまでの計画に対する達成状況			全体進捗状況											
		計画【①】	実績【②】	達成率(%)【②÷①】	計画【③】	進捗率(%)【②÷③】										
		延長(km)	—	—	—	—	—	—								
		事業費(億円)	4.90	3.90	79.6%	4.90	79.6%									
		工事費	3.50	2.50	71.4%	3.50	71.4%									
		用補費	0.40	0.40	100.0%	0.40	100.0%									
		その他	1.00	1.00	100.0%	1.00	100.0%									
		【施工済みの内容】														
		・なし														
	2) 未着手又は長期化の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する他事業との工事調整により、当事業の工事に着手することができなかったため ・溪流保全工の増工に伴い、施工期間が長くなったため 														
	3) 今後の事業進捗の見込み	【阻害要因】 ・なし 【今後の見込み】 ・阻害要因が解消されたため、工事着手し2027年には完了する見込みである。														
	判定	B A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。 B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける） ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ○これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。														
		【理由】 速やかな工事進捗を図ることにより、計画通りの完成が見込まれるため。														
III 対応方針																
	継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。														
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																
	■対象（事業完了後5年目） □対象外															
	【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】	—														
	【主な評価内容】	・砂防堰堤や保全対象の状況から事業効果を確認する。														